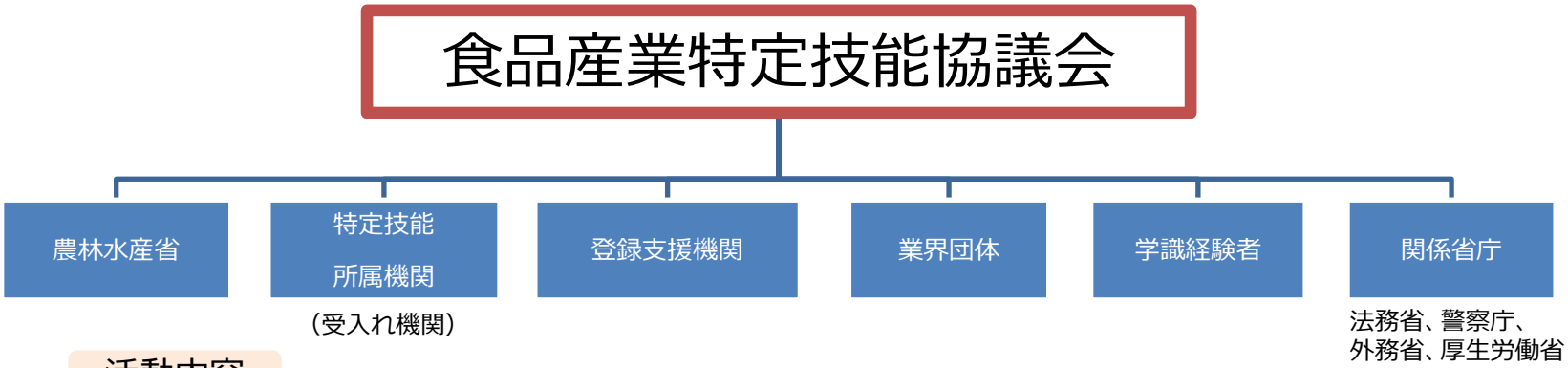
# よくある質問

# 食品産業特定技能協議会について

# 食品産業特定技能協議会

○　飲食料品製造業分野及び外食業分野における制度の適切な運用を図るため、食品産業特定技能協議会を設置。（2019.3.29設置）
○　協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。




## 活動内容

○特定技能外国人の受入れにかかわる制度の趣旨や優良事例の周知
○特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
○就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
○地域別の人手不足の状況把握・分析
○人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整
（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
○受入れ機関の外国人労働者引き抜き防止の申し合わせ
○受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等　等

特定技能所属機関（受入れ機関、受入れ事業者）、当該分野の事業者を支援する登録支援機関は、協議会の構成員になり、農林水産省及び協議会に対して必要な協力をすることが課せられています。

# 【参考】特定技能所属機関による外国人労働者の引き抜き防止に係る申し合わせ

（平成31年３月29日、食品産業特定技能協議会）

飲食料品製造業分野については、幅広い業種から構成されており、企業規模も多様であるといった特性があるところ、今般の新たな外国人材の受入れ制度においては、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理等の専門的技能に着目した仕組みとすることで、業種や規模に関わらず業全体として幅広く利用できるようになっており、飲食料品製造業分野の範囲内であれば、企業間、業種間の転職が可能となっている。

他方、新たな外国人材の受入れ制度を施行することにより、大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することや大企業への偏在が生じることが強く懸念されている。特に、飲食料品製造業分野においては、技能実習２号対象職種（水産加工、食肉加工、惣菜製造等）とそうでない職種が混在し、受入れ機関の間で無秩序な外国人労働者の引き抜きが行われれば、業界内の雇用秩序を乱すとともに、大都市への過度な集中を助長する可能性がある。

こうした点を踏まえ、大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することを予防する観点から、他地域で雇用されている外国人労働者を積極的に引き抜き雇用することを自粛することを申し合わせる。

食品産業特定技能協議会の構成員である各特定技能所属機関は、安全で良質な食料を安定的に供給するという役割を担う食品企業の社会的使命を改めて認識し、本申し合わせを踏まえ、引き続き飲食料品製造業分野の健全な発展に資するよう努めていく。

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【１．構成員】（加入義務のある方）

・特定技能所属機関（受入れ機関、受入れ事業者、受入れ企業）

・登録支援機関

＊食品産業特定技能協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができません。

【２．協議会加入のタイミング】

令和６年２月15日公布の告示に基づき、令和６年６月15日より、飲食料品製造業分野並びに外食業分野での特定技能外国人の円滑な受入れのため、加入手続きが一部改正され、出入国在留管理庁への在留諸申請の前に、協議会の構成員になることが必須となります。加入に際して、確認及び審査に一定の期間を要しますので、余裕をもって加入申請を行ってください。

よくある質問

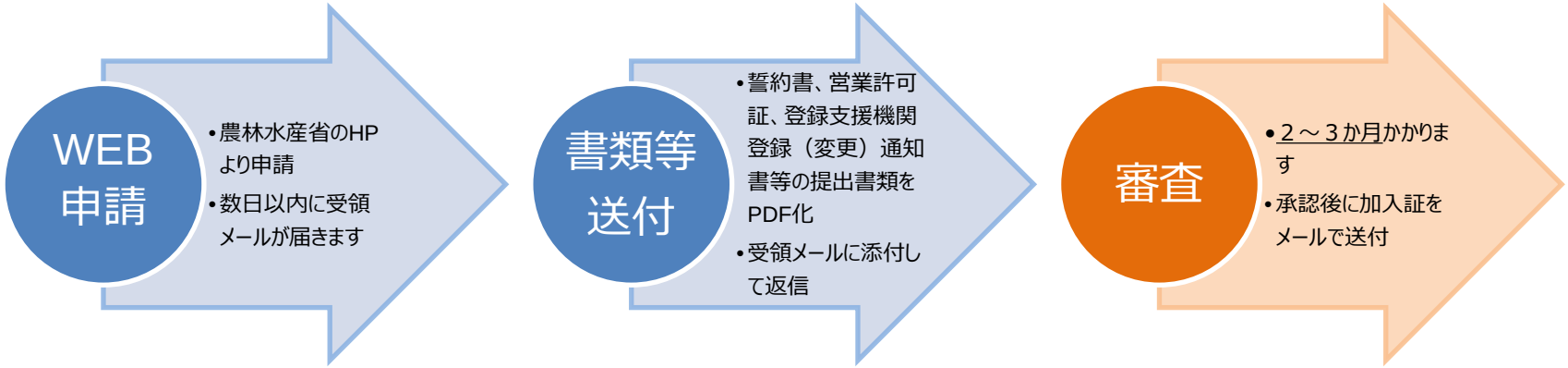
Q. 分野の対象か否か知りたい。

⇒ 分野の対象か判断に迷う場合は、農林水産省に事前にご相談ください。

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【３．会費】
当面の間、入会金や年会費等の費用は徴収いたしません。

【４．加入申請の方法】
＜流れ＞
1. 加入申請フォームより必要事項を入力の上、WEBで申請してください。
2. 事務局よりメールが届きますので、誓約書をPDF等で添付し、返信してください。
3. 審査には通常２～３か月程度いただいています。承認後、加入証をメールで送付します。




よくある質問
Q. ２人目以降の追加受入れの際に、あらためて加入申請や届出が必要ですか。

⇒　必要ありません。登録支援機関の２社目以降の支援でも同様です。
ただし飲食料品製造業分野については、同一経営母体でも、受入れる事業所が異なる場合は、新規に加入申請いただく必要があります。

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【５．予めの入会について】

Q．現時点で特定技能外国人を雇用する予定はないのですが、とりあえず協議会へ加入することは可能ですか。

⇒　予め審査を受け、問題がない場合は加入証を発行することは可能です。ただし、協議会構成員としての協力や制度見直しに伴う対応等、ご負担をお願いすることがございますので、よくお考えのうえ、加入についてはご判断ください。

実際には、できる限り、特定技能外国人の受入れの目安がついた段階で加入申請をお願いしたいと考えます。ただし稼働していることが条件です。

【６．同一事業所における両分野の加入申請について】

Q．同じ事業所で飲食料品製造業分野と外食業分野の両方に加入したいです。

⇒　両分野への加入を希望する受入れ機関におかれましては、それぞれの分野ごとに加入申請を行い、　審査を受けていただく必要があります。なお、飲食料品製造業分野は事業所ごと、外食業分野は本社単位で登録していただく必要があります。協議会ウェブサイトに掲載している、該当する加入申請ガイドブックのを必ずご確認の上、ご申請ください。

URL：食品産業特定技能協議会（飲食料品製造業分野・外食業分野）について：農林水産省

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【７．加入申請フォームの入力】

Q．協議会加入フォームにある所在地（住所）は、登記上の本社（本店）所在地を記入すればよいですか。それとも、外国人が働く事業所の所在地でしょうか。

⇒　飲食料品製造業分野については、特定技能外国人が働く事業所の事業所名、代表者名、所在地を加入申請フォームに入力してください。

なお、スーパーマーケットの場合の手続きについては、【16．スーパーマーケットの場合の手続き②】を参照願います。

一方、外食業分野については、特定技能外国人が働く店舗単位ではなく、本社（本店）を代表に申請することもできますので、その本社（本店）名、代表者名、所在地を入力することも可能です。なお、フランチャイズ形態の飲食店については、オーナーである個人名又は法人名、代表者名、所在地を入力してください。

※【14.加入の単位】も併せてご参照下さい。

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【８．提出書類について】

Q．加入審査において、どのような書類を準備すればよいですか。

⇒協議会ウェブサイトに掲載している、該当する加入申請ガイドブックの「必要書類チェックリスト」を必ずご確認の上、ご準備ください。

URL：食品産業特定技能協議会（飲食料品製造業分野・外食業分野）について：農林水産省

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【９．協議会加入申請の代行】

Q. 受入れ機関の方はパソコン操作や書類管理が苦手なため、登録支援機関が代行入力してもよいですか。

⇒　諸事情により受入れ機関が対応できない場合、登録支援機関のご厚意で代行入力することは容認しています。

代行する場合は、受入れ機関に了解を得たうえで行い、加入後に当協議会から送られる情報等は必ず受入れ機関へ共有するようにお願いします。

【10．登録内容の変更】

・ 事業者の会社名、代表者、所在地、担当者、メールアドレス等に変更があった場合は、「協議会加入証」と「履歴事項全部証明書」を、を添付の上、協議会のメールアドレス（kyougikai_1@maff.go.jp）まで送信してください。
また、飲食料品製造業分野については、上記資料に加え、受入事業所の「営業許可証」を添付してください。

・退会の場合は、メールにてその旨ご連絡ください。

・特定技能外国人の追加受入れは、その都度ご連絡いただく必要はありません。

・退職（他社への転職）については、別途アンケート調査を実施する場合があります。

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【11．協議会の名簿】

・令和３年８月16日に食品産業特定技能協議会規約を一部改正し、構成員の名簿を当省ホームページに公表しました。

・この名簿を営利目的で使用することは御遠慮ください。

【12．受入分野の追加】

Q．これまで特定技能外国人を飲食料品製造業分野で受け入れていましたが、新たに外食業分野でも受け入れることになりました。どのようにすればよいでしょうか。

⇒　外食業分野としての新規加入申請が必要となります。加入申請フォームより「外食業分野」を選択し、協議会加入の審査を受けるようにしてください。

同様に、すでに外食業分野で受け入れをしている事業所が、飲食料品製造業分野で新たに受け入れる場合も、加入申請フォームより「飲食料品製造業分野」を選択し、審査を受ける必要がございます。

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【13. 登録支援機関の分野選択、加入後の分野追加】

現在、登録支援機関については、支援分野に関わらず、原則として飲食料品製造業分野及び外食業分野の両分野で登録いただいています。

加入申請の際は、加入申請フォームから申請を行い、両分野の特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第13－２号及び第14－２号）を提出してください。

また、過去に協議会へ加入した登録支援機関のうち、いずれか一方の分野のみ登録している場合は、分野追加の手続が必要です。

分野追加を希望する場合は、協議会メールアドレス（kyougikai_1@maff.go.jp）宛てに、メール本文へ分野追加を希望する旨を記載の上、以下の書類を添付して送付してください。

- 追加を希望する分野の誓約書
- 現在の加入証の写し

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【14．加入の単位】

Q．特定技能外国人を同一法人の複数事業所で受入れを検討していますが、協議会へは本社（本店）だけ加入すればよいでしょうか。

⇒　飲食料品製造業分野で特定技能外国人を受け入れる場合、事業所ごとに、加入する必要があるため、同一法人でも、複数事業所で受け入れる場合は、受け入れる事業所ごとに加入が必要です。

なお、スーパーマーケットの場合の手続きについては、【16．スーパーマーケットの場合の手続き②】を参照願います。

一方、外食業分野の場合は、店舗単位ではなく、本社（本店）での加入が可能です。ただしこの場合は、特定技能外国人の雇用管理や支援等の機能を本社（本店）で担っていることが前提となります。

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【15．スーパーマーケットの場合の手続き①】

Q．令和６年７月23日より、総合スーパーマーケットと食料品スーパーマーケットが新たに飲食料品製造業分野の受入れ対象事業所となりましたが、他の飲食料品製造業分野の受入れ事業所の場合と手続きは同じですか。

⇒「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書」、に加え、「総合スーパーマーケット又は食料品スーパーマーケットにおける特定技能外国人の従事する業務に関する誓約書」の提出が必要となります。記載の誓約事項を理解し、遵守することを念頭に、ご署名のうえ提出してください。

様式はこちらのURLよりご覧ください。
kyougikai-155.pdf

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【16．スーパーマーケットの場合の手続き②】

Q．飲食料品製造業分野の申請では、事業所単位での申請が必要と伺ったのですが、総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケットの場合も同様でしょうか。
店舗が複数ある場合は、それぞれの店舗ごとに申請が必要でしょうか。

⇒　総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケットの場合は、他の飲食料品製造業分野の受入れ事業所と異なり、店舗単位ではなく、本社（本店）での加入が可能です。ただし、この場合は特定技能外国人の雇用管理や支援等の機能を本社（本店）で担っていること、また、全ての店舗にバックヤード（飲食料品製造に係る作業を行う場所）が設置 されていることが前提です。

全ての店舗にバックヤードが設置されていない場合は、本社（本店）単位ではなく、バックヤードを有する店舗ごとに加入いただき、審査を受けていただく必要があります。

なお、プロセスセンターについては本社（本店）加入の対象として取り扱うことができます。ただし、製造した食品を同一法人以外の事業者へ卸売りしている場合などは、別途工場ごとに加入して頂く必要があります。

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【17．スーパーマーケットの場合の手続き③】

Q．すでにプロセスセンターで審査をうけ、加入承認されています。スーパーマーケット（店舗）のほうのバックヤードでも受入れを計画していますが、協議会への手続きが何か必要でしょうか。

⇒　令和６年７月23日より、総合スーパーマーケットと食料品スーパーマーケットが新たに飲食料品製造業分野の受入れ対象事業所となりました。ただし、店舗全体の業務が対象ではなく、バックヤードでの食料品製造業務が対象となります。

すでに協議会の構成員の場合は、

・総合スーパーマーケット又は食料品スーパーマーケットにおける特定技能外国人の従事する業務に関する誓約書
kyougikai-155.pdf

・食品産業特定技能協議会加入証明書を協議会のメールアドレス（kyougikai_1@maff.go.jp）まで、
「スーパーマーケット追加」と件名を付し、送付してください。
送付後、協議会にて内容確認を行い、受入れの可否を連絡いたします。

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【18．スーパーマーケット（店舗）での受入れについて】

Q．令和６年７月23日より、総合スーパーマーケットと食料品スーパーマーケットが新たに飲食料品製造業分野の受入れ対象事業所となりましたが、自分の事業所は対象ですか。また、特定技能外国人はどのような業務に従事できますか。

⇒　総合スーパーマーケットや食料品スーパーマーケットが、バックヤードで食料品製造を行う場合に限り、対象となります。ただし、レジ打ち等の販売業務や自ら製造・加工した食料品以外の商品の陳列、品出し等は対象となりません。

日本標準産業分類の小分類583,細分類5621,5811,5861,5863,5896に該当しない小売業（百貨店、コンビニエンスストア、ドラッグストア、飲食料品小売業のバックヤードは対象外です。

また、総合スーパーマーケットや食料品スーパーマーケットに出店しているテナントも、日本標準産業分類の小分類583,細分類5621,5811,5861,5863,5896に該当しない小売業の場合は、対象外になりますのでご注意ください。

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【19. 食品製造業等に該当する事業所での販売業務】

Q. 総合スーパーマーケットや食料品スーパーマーケットでの販売業務には従事できないことはわかりましたが、例えば食品製造工場に併設の直売所で販売業務に従事することは可能でしょうか。

⇒ 従事できません。
ただし、食肉小売、菓子製造小売、パン製造小売、豆腐・かまぼこ等加工食品小売に該当し、かつ単体の事業所において製造と小売（販売）が不可分一体の場合 は、あくまでも関連業務として、付随的に従事することは差し支えございません。

# 食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

【20．風営法の許可を受けた旅館・ホテルにおける外食業分野の特定技能外国人の受入れについて】

Q．風営法の許可を受けた旅館・ホテルで、外食業分野の特定技能外国人の受入れを考えています。協議会加入において、提出が必要な書類を教えてください。
その他、気を付けることはありますか。

⇒　以下の書類提出が必要になります。

- 「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書」（分野参考様式第14-1号）の写し
- 食品衛生法に係る「営業許可証」の写し
- 接待防止マニュアル（業界団体が作成したマニュアルのひな形を基に作成が必要になります）
- 食品産業特定技能協議会入会規程別紙２の誓約書
- 旅館業法の旅館・ホテル営業に係る「営業許可証」の写し
- 風営法の風俗営業に係る「営業許可証」の写し

加えて、特定技能外国人からの相談に対応するための体制の整備、接待防止マニュアルにより、特定技能外国人へ接待防止に関する説明を行うようお願いいたします。